

第百六十四回国会
衆議院

内閣委員会

議 録 第 十 二 号

平成十八年六月十四日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 佐藤 剛男君

理事 戸井田とおる君

理事 林田 彪君

理事 泉 健太君

理事 田端 正広君

理事 赤澤 亮正君

理事 小野 次郎君

理事 大野 松茂君

理事 後藤田正純君

理事 土井 亨君

理事 平井たくや君

理事 村田 吉隆君

理事 川内 博史君

理事 三井 辨雄君

理事 太田 昭宏君

理事 糸川 正晃君

六月一日

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(内閣提出第九〇号)

同日

自殺対策基本法案(内閣委員長提出、参法第一八号)(予)

同日

自殺対策基本法案(参議院提出、参法第一八号)

同日

消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名提出、衆法第二六号)

同日

地理空間情報活用推進基本法案(柳澤伯夫君外九名提出、衆法第三九号)

同日

憲法第九条を變えないことに関する請願(小平忠正君紹介)(第二五三六号)

同日

同(仲野博子君紹介)(第二五三七号)

同日

同(石関貴史君紹介)(第二六九九号)

同日

同(韓国・朝鮮人元B・C級戦犯者と遺族に対する立法措置に関する請願(大島章宏君紹介)(第二六九三号)

同日

同(憲法九条改悪に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二六九四号)

同日

同(憲法改悪反対に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二六九五号)

同日

同(美君紹介)(第二六九六号)

同日

同(憲法の改悪反対、九条を守ることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二六九七号)

同日

同(憲法の改悪反対することに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二六九八号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

委員の異動

六月十四日

同日

同日

同日

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、自殺対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしております。

第二に、自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮しなければならないこととしております。

第三に、政府は、推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定め、必要な法制上または財政上の措置等を講じなければならないこととしております。

第四に、政府は、毎年、国会に、自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこととしております。

第五に、国及び地方公共団体は、基本的施策として、自殺の防止等に関する調査研究の推進、国民の理解の増進、人材の確保等に必要の施策を講じ、また、心の健康の保持に係る体制の整備、医療提供体制の整備、自殺発生回避のための体制の整備、自殺未遂者に対する支援、自殺者または自殺未遂者の親族等に対する支援及び民間団体の活動に対する支援に必要な施策を講ずることとしております。

第六に、内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議を置き、自殺対策の大綱案の作成、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整、自殺対策に関する重要事項についての審議及び自殺対策の実施の推進等の事務をつかさどることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○佐藤委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、自殺対策基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 この際、一言申し上げます。

内閣委員会理事会の総意として、先般、国家公安委員会委員に参考人として委員会へ出席し、警察に関する件として治安問題と警察改革等について意見陳述を求めました。

内閣委員会委員の発言は、原則として要望もしくは意見表明として、質疑にわたる場合においては参考人には答弁を求めず、国家公安委員会委員長が答弁することと提案させていただきました。

また、内閣委員会委員の発言は、参考人の意見陳述の内容を論評するものとならないよう配慮することも出席要請に当たり伝えております。

しかしながら、当委員会における国家公安委員会委員を招致しての意見交換が、国家公安委員会より出席できないとの回答があり、実現できなかったことはまことに残念であり遺憾であります。

す。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。与謝野国務大臣。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○与謝野国務大臣 このたび政府から提出いたしました道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、北海道地方または自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当地度認められる地域を一体とした地方における広域にわたる施策に関する行政、すなわち広域行政を推進することが重要となっております。

広域行政を推進する上では、現行の都道府県制度を前提としつつも、このような地域的要件を満たす特定広域団体が、国との適切な役割分担及び密接な連携のもとに自主的かつ自立的な取り組みを行い、国はこのような取り組みを総合的かつ効果的に推進する必要があります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体の区域を道州制特別区域として設定し、当該区域において広域行政を推進することにより、地方分権の推進や行政の効率化、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与しようとするものである。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針である道州制特別区域基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、広域行政を実施する特定広域団体が、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針の変更についての提案をすることができることとしております。

第三に、特定広域団体による道州制特別区域計画の作成、道州制特別区域計画に基づく法令の特別措置や工事または事業に充てられる交付金の交付等の特別の措置を講ずることとしております。

第四に、広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする道州制特別区域推進本部を設置することとしております。

第五に、平成二十七年において、広域行政の推進に関する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時十三分散会

自殺対策基本法案
自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条～第十条）

第二章 基本的施策（第十一条～第十九条）

第三章 自殺総合対策会議（第二十条～第二十一条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施す

る自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名譽及び生活の平穩への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必

要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条の大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に「、自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第 号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

号 第八号に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中 犯罪被害者等施策推進会議 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法

に改める。

理 由

近年の我が国における自殺の状況にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 道州制特別区域基本方針(第五条・第六条)

第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置

第一節 道州制特別区域計画の作成等(第七條―第九條)

第二節 法令の特例措置(第十条―第十八條)

第三節 交付金の交付(第十九條)

第四章 道州制特別区域推進本部(第二十条―第二十九条)

第五章 雑則(第三十条―第三十三条)

附則

第一章 総則

ことにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定め、もって地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方(三以上の都府県の区域(平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。)の全部をその区域に含むものに限る。)のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であつて政令で定めるもの(以下「特定広域団体」という。)の区域をいう。

2 この法律において「広域行政」とは、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策(以下「広域的施策」という。)に関する行政をいう。

3 この法律において「法令の特例措置」とは、法律により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務及び事業(以下「事務等」という。)についての第十一条から第十六条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令により規定された国の行政機関の長の権限に属する事務等についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例に関する措置をいう。

4 この法律において「特定事務等」とは、別表に掲げる事務等であつて、第十一条から第十六条までの規定及び前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

掲げる事務等であつて、第十一条から第十六条までの規定及び前項の政令又は主務省令の規定により、法令の特例措置が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第三章 道州制特別区域における広域行政の推進

(以下単に「広域行政の推進」という。)は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせ、一体的に活用することを旨として、行われなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

2 広域行政の推進は、その区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与することを旨として、行われなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

3 広域行政の推進は、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

(国及び特定広域団体の努力義務)

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第四条 国及び特定広域団体は、前条に定める基本理念にのっとり、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

2 国及び特定広域団体は、広域行政の推進につき、相互に協力するとともに、それらの行政を効率化するよう努めなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第五条 政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針(以下「道州制特別区域基本方針」という。)を定めなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第六章 特定広域団体の提案

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第六條 特定広域団体は、広域行政の推進に関し、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることが出来る。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第七章 附則

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第八章 経過措置

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第九章 雑則

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

第十章 罰則

三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置(特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。)についての計画及び当該計画の計画期間

四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更(変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更)の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。次項において同じ。をすることがあると認めるときは、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をすることがないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第三章 道州制特別区域計画に基づく特別の措置

第一節 道州制特別区域計画の作成等(道州制特別区域計画の作成)

第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画(以下「道州制特別区域計画」という。)を作成することができる。

2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道州制特別区域計画の目標
- 二 当該特定広域団体が実施しようとする広域的施策の内容
- 三 前号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等に関する事項
- 四 特定広域団体が道である場合にあっては、次に掲げる国が実施している工事又は事業の

うち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容

イ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事、火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。

ロ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業(国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。)

ハ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第一項に規定する道路(同法第八十八條第二項の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の権限の全部又は一部を行っているものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業

ニ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五條第一項に規定する二級河川(同法第九十六條の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が道である特定広域団体の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。)で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

五 第二号の広域的施策の施策効果、当該広域的施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が住民の生活、経済及び社会並びに行政運営に及ぼし、又は及

ぼすことが見込まれる影響をいう。)の把握及びこれを基礎とする評価に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

3 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。

4 特定広域団体は、道州制特別区域計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

5 前二項の規定は、道州制特別区域計画の変更について準用する。

(国の援助)

第八条 国は、特定広域団体に對し、道州制特別区域計画の作成及び円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告)

第九条 内閣総理大臣は、特定広域団体に對し、道州制特別区域計画の実施の状況並びに第七条第二項第五号に規定する広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、これを道州制特別区域推進本部に提出するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

第二節 法令の特例措置

(法令の特例措置の適用)

第十条 特定事務等であつて道州制特別区域計画に定められたものについては、計画期間内に限り、法令の特例措置を適用する。

(児童福祉法の特例)

第十一条 特定広域団体が別表第一号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、第七條第四項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定に

よる公告の日(第三項を除き、以下単に「公告の日」という。)以後における児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第五項の規定の適用については、同項中「国が開設した病院について」とあるのは、「国が開設した病院(道州制特別区域における広域行政の推進に關する法律(平成十八年法律第 号)第七條の規定により同法別表第一号に掲げる事務に關する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二條第一項に規定する特定広域団体(以下この項において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は、国が開設した病院(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院に限る。)について」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に児童福祉法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けている国が開設した病院は、当該公告の日以前項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなつた場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る第七條第五項において準用する同條第四項の規定による公告の日又は計画期間が満了した日(以下「変更公告等の日」という。)において現に第一項の規定により読み替えて適用する児童福祉法第二十条第五項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院(前項の規定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたものとみなされたものを含む。)は、当該変更公告等の日に同法第二十条第五項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

4 第一項の規定により読み替えて適用する児童

福祉法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等については、同法第五十九条の四の規定は、適用しない。

(生活保護法の特例)

第十二条 特定広域団体が別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定の適用については、同条中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この条において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務大臣の同意を得て、計画作成特定広域団体の知事は」と、(薬局について)とあるのは「薬局(当該計画作成特定広域団体の区域に所在する病院若しくは診療所又は薬局を除く。)以下同じ。又は地域密着型介護老人福祉施設等(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。は、当該公告の日以前に第一項又は前項の規定により読み替えて適用する生活保護法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等(前項の規

定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたもの)とみなされたものを含む。は、当該変更公告等の日に同法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けたものとみなす。

第十四条 特定広域団体が別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後における調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条第一項の規定の適用については、同法第一号中「厚生労働大臣の指定する調理師養成施設」とあるのは、「調理師養成施設(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第七条の規定により同法別表第五号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体(以下この条において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所在する地域密着型介護老人福祉施設等(前項の規

定により当該特定広域団体の知事の指定を受けたもの)とみなされたものを含む。は、当該変更公告等の日に同法第四十九条又は第五十条の二第一項の規定による当該特定広域団体の知事の指定を受けている国が開設した病院等(前項の規

ける事務等に関する事項が定められている道州制特別区域計画が第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公告された場合、特定広域団体が当該道州制特別区域計画を変更し、同表に掲げる事務等に関する事項が定められないこととなった場合及び計画期間が満了した場合における必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令（同表第八号の主務省令で定める事務等に係るもの）にあつては、主務省令で定める。

第三節 交付金の交付

第十九条 国は、道である特定広域団体に對し、当該特定広域団体の作成した道州制特別区域計画に第七条第二項第四号に掲げる事項が定められている場合において、当該特定広域団体が次の各号に掲げる工事又は事業を実施するとき、その実施に要する経費に充てゐるため、主務省令で定めるところにより、予算の範囲内で、当該各号に定める種類の交付金を交付することができる。

一 第七条第二項第四号イに掲げる砂防工事

事 特定砂防工事交付金

二 第七条第二項第四号ロに掲げる保安施設事業

業 特定保安施設事業交付金

三 第七条第二項第四号ハに掲げる事業

道路事業交付金

四 第七条第二項第四号ニに掲げる改良工事

事 特定河川改良工事交付金

2 前項の交付金（以下単に「交付金」という。）の額の算定については、同項の主務省令において、第七条第二項第四号イ、ハ若しくはニに規定する施設又は同号ロに掲げる保安施設事業に係る施設の整備の状況その他の事項を勘案し、かつ、前項各号に掲げる工事又は事業を砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば当該工事又は事業の実施に要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定めるものとする。

3 交付金を充てて行う工事又は事業に要する費用については、砂防法、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。 4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に關し必要な事項は、当該交付金の種類に応じ、主務省令で定める。 第四章 道州制特別区域推進本部 (設置) 第二十条 広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、道州制特別区域推進本部(以下「本部」という。)を置く。 (所掌事務) 第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 道州制特別区域基本方針の案の作成に関すること。 二 道州制特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。 三 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、広域行政の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。 (組織) 第二十二条 本部は、道州制特別区域推進本部長、道州制特別区域推進副本部長及び道州制特別区域推進本部員をもって組織する。 (道州制特別区域推進本部長) 第二十三条 本部の長は、道州制特別区域推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 (道州制特別区域推進副本部長) 第二十四条 本部に、道州制特別区域推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。	(道州制特別区域推進本部員) 第二十五条 本部に、道州制特別区域推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。 (資料の提出その他の協力) 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (事務) 第二十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。 (主任の大臣) 第二十八条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任) 第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。 第五章 雑則 第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令(国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。 (政令への委任) 第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。 (経過措置) 第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。 (事務の区分) 第三十三条 第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 附則 (施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第二節の規定は、平成十九年四月一日から施行する。 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金の交付について適用する。 一 第十九条第一項(第二号に係る部分を除く。) 平成二十二年度以降の年度の予算に係る特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金 二 第十九条第二項(第二号に係る部分に限る。) 平成十九年度以降の年度の予算に係る特定保安施設事業交付金 (経過措置) 第二条 前条第一項ただし書に規定する規定の施行の際、特定広域団体が別表第一号から第七号までのいずれかに掲げる事務等に関する事項が定められている道州制特別区域計画を第七条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により公告している場合における第十一條第一項及び第二項、第十二條第一項から第十三條まで、第十四條第一項及び第十五條第一項及び第二項並びに第十六條第一項及び第二項の規定の適用については、第十一條第一項中「第七条第四項 同条第五項において準用する場合を含む。」の規定による公告の日(第三項を除き、以下単に「公告の日」という。)とあるのは「附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。))と、同条第二項、第十二條第一項から第三項まで、第十三條、第十四條第一項及び第十五條第一項及び第二項並びに第十六條第一項及び第二項中、「公告の日」とあり、第十一條第二項、第十二條第三項、第十四條第二項、第十五條第二項及び第十六條第二項中、「当該公告の日」とあるのは、「一部施行日」とする。 (検討) 第三条 政府は、附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に關する制度その他の広域行政の推進に關する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	第一類第一号 内閣委員會議録第十二号 平成十八年六月十四日	第三十條 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令(国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。 (政令への委任) 第三十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。 (経過措置) 第三十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。 (事務の区分) 第三十三條 第十二條第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 附則 (施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章第二節の規定は、平成十九年四月一日から施行する。 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金の交付について適用する。 一 第十九條第一項(第二号に係る部分を除く。) 平成二十二年度以降の年度の予算に係る特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金 二 第十九條第二項(第二号に係る部分に限る。) 平成十九年度以降の年度の予算に係る特定保安施設事業交付金 (経過措置) 第二条 前條第一項ただし書に規定する規定の施行の際、特定広域団体が別表第一号から第七号までのいずれかに掲げる事務等に関する事項が定められている道州制特別区域計画を第七條第四項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により公告している場合における第十一條第一項及び第二項、第十二條第一項から第十三條まで、第十四條第一項及び第十五條第一項及び第二項並びに第十六條第一項及び第二項の規定の適用については、第十一條第一項中「第七條第四項 同條第五項において準用する場合を含む。」の規定による公告の日(第三項を除き、以下単に「公告の日」という。)とあるのは「附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。))と、同條第二項、第十二條第一項から第三項まで、第十三條、第十四條第一項及び第十五條第一項及び第二項並びに第十六條第一項及び第二項中、「公告の日」とあり、第十一條第二項、第十二條第三項、第十四條第二項、第十五條第二項及び第十六條第二項中、「当該公告の日」とあるのは、「一部施行日」とする。 (検討) 第三条 政府は、附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行後八年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に關する制度その他の広域行政の推進に關する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	第一類第一号 内閣委員會議録第十二号 平成十八年六月十四日	九
--	--	--------------------------------------	---	--------------------------------------	----------

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)	第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定により特定広域団体が処理することとされている特定事務等
--------------------------------------	--

(治水特別会計法の一部改正)

第五条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金」を「都道府県知事が施行するものに係る負担金、補助金又は交付金」に改め、同条第三項中「一部を」を「一部について」に、「又は補助する」を「補助し、又は交付金を交付する」に改める。

第四条第二項第三号及び第七条第一項中「及び補助金」を「補助金及び交付金」に改める。
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「及び第百十一条」を「第百十一条及び第百十一条の二」に改める。
附則第百十一条の次に次の一条を加える。
(道州制特別区域における広域行政の推進に

関する法律の一部改正)

第百十一条の二 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「介護老人保健施設又は介護療養型医療施設」を「又は介護老人保健施設に」、「介護療養型医療施設」を「介護老人保健施設」に改め、同条第三項中「同条第二十五項を」又は同条第二十五項に改め、「又は同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設」を削る。
(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第 号)第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

別表(第二条、第十一条、第十六条、第十八条関係)

番号	事 務 等 の 名 称	関係条項
一	児童福祉法第二十條第五項の規定による国が開設した病院の指定に関する事務	第十一條
二	生活保護法第四十九條の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十二條(第二項を除く。)
三	生活保護法第五十四條の二第一項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務	第十二條(第一項を除く。)

四	商工会議所法第四十六條第三項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第六十條第三項の商工会議所の解散の認可に関する事務	第十三條
五	調理師法第三條第一項第一号の調理師養成施設の指定に関する事務	第十四條
六	母子保健法第二十條第五項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務	第十五條
七	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七條第一項の規定による危険猟法(麻醉の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。)の許可に関する事務	第十六條
八	前各号に掲げるもののほか、政令又は主務省令で定める事務等	

理 由

市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域における広域行政の推進についての基本理念、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置、道州制特別区域推進本部の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第一号

内閣委員会議録第十二号

平成十八年六月十四日

平成十八年六月十九日印刷

平成十八年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D